

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

予測しにくい“標準が壊れていく社会” 身につけよう生活設計力(将来展望力)

生命保険文化センターが行った「これからの時代の生活設計」の研究報告は、「標準が壊れていく社会」と読み取れる。「近年、生活者の状況は大きく変化してきました」と前置きした上で、急速な高齢化に伴う高齢者世帯の増加、晩婚化・非婚化、少子化、離婚率の上昇とそれに伴う母子・父子世帯の増加、単身世帯の増加など、世帯構造は大きく変化し、従来、生活設計の標準モデルとされてきた『夫婦と子ども』世帯は、今日ではもはや『標準』とは言えない状況」と指摘する。

「さらに、非正規雇用者や所得水準が一般的に低い層の拡大など、一定の収入が続くことが前提となっていたこれまでの生活設計の手法を見直すべき状況に至っています」と告げる。

調査結果では「自分や家族が収入を失った経験がある」14%、「収入の大幅な低下を経験したことがある」19%。収入の途絶・低下経験者の61%は、問題状況から「脱した」「近く脱する見込み」としているが、「問題状況は継続中」は33%。多額の支出経験の回復状況は「解消した」46%、「続いていて、深刻な影響がある」14%、「緩和されたが、続いている」39%。

将来の生活をイメージしていない人は27%で、主な理由は、「今の生活が精いっぱい、先のことまで気が回らないから」「先のことを考えても仕方ないから」が、若年層に目立つと報告書が危惧している。

税務会計

所得拡大促進の上乗せに経過措置 当期に新要件クリアが必要条件

所得拡大促進税制は2014年度税制改正で適用要件が緩和され、2014年4月1日以後終了事業年度から改正後の「新要件」が課されるが、経過措置が設けられ、経過年度の2013年度に新たな適用余地が生じ、同年度の税額控除分を2014年度分に上乗せできることになった。

ただし、そのためには当期に新要件をクリアする必要があるので要注意だ。

今回の改正では、まず給与等支給増加率が、旧要件の「5%以上」から「2013~2014年度は2%以上、2015年度は3%以上、2016~2017年度は5%以上」に緩和された。また、すでに2013年度決算を終了しており、給与等支給増加率の要件が旧要件の5%に満たなかった企業についても、2%を満たしていれば、2013年度当初にさかのぼって適用し、2014年度の税額控除に上乗せできる経過措置が設けられている。

この上乗せ措置は経過年度に旧要件での適用がなく、新要件を満たす場合、経過年度について新規定を適用した場合に計算される雇用者給与等支給増加額の10%を、2014事業年度の税額控除額に上乗せできるものだ。

ただし、経過年度の上乗せ控除は、2014年4月以後に終了する1事業年度(特例事業年度)に同特例を適用する場合に限り適用できるものなので、当期に同特例を適用するには、当然当期に新要件を満たす必要がある。

今週のキーワード

生活設計・準備状況 (5項目)

【18~39歳】→「趣味や生きがい」33.3% ・「資格取得」32.7% ・「就労・再就職」26.4% ・「結婚・再婚」26.4% ・「子供の教育」25.5%。【40~59歳】→「老後生活」39.4% ・「趣味や生きがい」31.5% ・「親の扶養・介護」28.0% ・「住宅補修」27.0% ・「自分・配偶者の介護」17.7%。今後予定しているもののうち「経済的準備を行っているもの」を全体で見ると「老後生活」、「子供の教育」が5割前後。生活設計を考える前提として大切なことは、ライフステージに応じた生活設計力(将来展望力)の形成だという。